

「（仮称）世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設
の基準を定める条例」の骨子案について

1 主旨

区は、子どもの安全・安心が保障され、「子どもを中心とした保育」が区内の保育施設で実践されるといった、区が目指す「保育の質」を確保するため、幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という）の対象範囲について、令和4年4月より、国が定める認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という）を満たす施設に限定する条例の制定をめざしているが、この度、条例の骨子案を取りまとめたので報告する。

2 条例制定にあたっての基本事項

（1）国の方針

認可外保育施設は、指導監督基準を満たすことが無償化の要件となる。

経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも、5年間（令和6年9月30日まで）の猶予期間中は無償化の対象とする。

区市町村は、条例により、無償化の対象を、指導監督基準を満たす施設に限定することができる。

（2）区への対応

条例を制定し、令和4年4月より、認可外保育施設における無償化の対象を、指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という）の交付を受けた施設に限定する。

条例制定までの間、指導監督基準を満たしていない施設についても無償化の対象とするとともに、基準を満たすよう指導・支援を行い、改善を求めていく。

条例の制定について、影響を受ける区民や事業者に対して、ホームページや区のお知らせ、通知の送付等により周知を図る。

（3）世田谷区内の認可外保育施設及び無償化申請児童の状況(令和2年11月1日現在)

施設区分	区内認可外保育施設数		無償化申請(6月分)人数	
	全体	うち証明書 不交付施設	全体	うち証明書 不交付施設 利用児童
ベビーホテル(保育室含む)	59	18	813	137
その他の施設	27	14		
院内保育施設	11	10	6	3
事業所内保育施設	5	5		
企業主導型保育施設	32	9		
合 計	134	56	819	140

認証保育所、ベビーシッター及び休止中施設は除く。

無償化申請人数には区外の認可外保育施設の利用者も含む。

企業主導型保育施設については、証明書の有無にかかわらず、国から無償化の支給を受けるため、本条例の対象外。

3 条例の骨子案

1 目的

幼児教育・保育の無償化の対象施設となる認可外保育施設に関する基準を定めることにより、認可外保育施設において、子どもの安全・安心が保障されるとともに、子どもを中心とした保育が実践され、もって世田谷区の保育の質の向上を図ることを目的とする。

2 用語

この条例で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法で使用する用語の例による。

3 認可外保育施設等の基準 具体的事項は規則委任の予定

全ての認可外保育施設（6人以上保育施設、5人以下保育施設、ベビーシッター）について、内閣府令で定める基準と同一の基準を定める。

- ・保育従事者の数及び資格
- ・保育室の構造等
- ・非常災害に対する措置
- ・保育の内容
- ・給食
- ・健康管理及び安全確保

4 附則

施行期日

4 意見募集及び区民周知

(1) 区民意見募集の実施

期 間 令和2年11月15日（日）～12月14日（月）

周知方法 ホームページ、区のおしらせ等

内 容 条例骨子案について、区民意見を募集する。

(2) 区民及び事業者に対する周知

条例制定の内容や時期等について、認可外保育施設の利用者や事業者に対してホームページや区のおしらせ、通知等により案内する。

指導監督基準を満たしていない施設の利用状況の実態を把握するため、利用者に対してアンケートを実施する（11月）

5 指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対する指導・支援の状況

(1) 児童福祉法に基づく指導監督等

認可外保育施設の指導権限が区に移管されたことに伴い、指導監督基準を満たしていない施設が指導監督基準を満たすことができるよう、6月より立入調査及び巡回支援相談を実施している。立入調査は11月1日現在で60施設（うち基準を満たさない施設22施設）実施し、10施設に対して証明書を交付した。

基準を満たしていない施設への主な指摘事項として、ハード面等の課題や保育士等の有資格者不足が挙げられるが、英語・絵画・音楽教育などの幼児教育を目的とする施設には、専門的な人材配置を優先し、有資格者不足となる施設が見受けられる。

今後も条例制定に向けて、引き続き認可外保育施設の実態の把握を行うとともに、指導監督基準を満たさない施設を中心に、適切な指導・支援を続けていく。

(2) 今年度の立入調査の実施状況(令和2年11月1日現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
立入調査件数	0	0	7(2)	17(4)	12(2)	12(6)	12(8)		60(22)
証明書交付施設数	0	1	0	1	0	2	3	3	10

()内は指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設数。

新型コロナウイルスの影響により4・5月は未実施、6月以降より証明書交付済施設も含めた立入調査実施件数。

5月の証明書交付は、東京都からの引継ぎ案件で、改善状況を確認して区で交付。

6 今後のスケジュール(予定)

- 令和2年11月 条例骨子案の区民意見募集実施
認可外保育施設利用者へのアンケート実施
- 令和3年 2月 福祉保健常任委員会報告(区民意見募集結果)
- 5月 福祉保健常任委員会報告(条例案)
- 6月 第2回区議会定例会
- 令和4年 4月 条例施行

世田谷区施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準（概要）

【内閣府令で定める基準と同一（具体的事項は規則委任の予定）】

	認可外保育施設 （子どもの数が6人以上）	認可外保育施設 （子どもの数が5人以下）	居宅訪問型保育事業 （ベビーシッター）
保育従事者の数及び資格	<ul style="list-style-type: none"> ○配置基準 （乳幼児）：（保育従事者） 0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上児 30：1 保育従事者は2人以上配置 ○資格 3分の1以上が保育士又は看護師資格を持つ者 	<ul style="list-style-type: none"> ○配置基準 （乳幼児）：（保育従事者） 全年齢 3：1 ○資格 1人以上が保育士もしくは看護師資格持つもの、又は一定の研修を受講した者 	<ul style="list-style-type: none"> ○配置基準 （乳幼児）：（保育従事者） ・全年齢 1：1 ○資格 全員が保育士もしくは看護師資格を持つもの、又は一定の研修を受講した者
保育室の構造等	<ul style="list-style-type: none"> ○保育室の基準 1.65㎡以上/人 ○調理室の基準 ○便所の基準 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育室の基準 適切な広さ ○調理室の基準 ○便所の基準 	（基準なし）
非常災害に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○消火用具、非常口の設置 ○具体的な避難計画 ○定期的な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火用具、非常口の設置 ○具体的な避難計画 ○定期的な訓練の実施 	○防災上の必要な措置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○保育内容 ○給食 ○健康管理・安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 ○給食 ○健康管理・安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の内容 ○健康管理・安全確保